

2026年度日本学生支援機構大学奨学金（貸与奨学金）

出願に伴う提出書類とスカラネット(インターネット)入力の諸注意

筑波大学学生生活課経済支援

1. 支援対象

2026年度に在籍する学群生で、経済的理由により修業に困難があると認められる人。
(貸与奨学金案内P9～10)

ただし、奨学金案内P9 3-①～④に該当する人は記載内容をよく読んで確認をしてください。

2. 申し込みの流れ

1. 提出書類を整える。
2. 申込フォームで申請する。
該当者のみの提出書類を対応のエリア支援室に提出する。
※提出方法は「郵送先・連絡先・提出方法一覧」にてご確認ください。
※郵送での提出は簡易書留で封筒に「奨学金書類在中」と記入してお送りください。
3. スカラネットの入力に必要なID・パスワード、「奨学金確認書兼地方税同意書」のセットを対応のエリア支援室学生支援で受け取る。
4. スカラネットで申請する（「6. スカラネット入力期限」までに行う）。
5. マイナンバーを提出する（入力）。
6. 「奨学金確認書兼地方税同意書」を提出する（郵送）。

※提出した申込データに誤りがある場合は、必ず申込データ訂正フォームから訂正すること
(訂正締切：2026年4月28日(火))

3. 提出書類（貸与奨学金案内P33も参照のこと）

【支援室に提出するもの】

1. 学業成績証明書原本（コピー不可）
※新入生のみ成績証明書を提出（支援室に提出）
【1年次生】 出身高等学校の成績証明書
【編入学生】 出身大学等の成績証明書

※ 以下の書類は該当者のみ提出

2. 返信用封筒（郵送での申請の場合のみ）
角2サイズの封筒に自分の住所・氏名を記入し、180円切手を貼付してください。
スカラネットの入力に必要な「ID・パスワードの書かれた紙」と「奨学金確認書兼地方税同意書のセット」をお送りします。

3. 在留資格及び在留期間が明記されている証明書
申込者本人が外国籍の場合、申込可能な在留資格であることを示すために提出
(貸与：P9 参照)
4. 社会的養護を必要とする人であることがわかる証明書類
5. マイナンバーを提出できない場合、それに代わる証明書類
 - (1) 海外に居住し、2025 年度の住民税が課税されていない生計維持者がいる場合
 - ・「[マイナンバーに代わる提出書類（様式）](#)」
 - ※ 必要書類を添付
 - ・「[海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書](#)」
 - (2) 海外赴任や病気等により、マイナンバー関係書類の提出ができない場合
 - ・「[マイナンバーに代わる提出書類（様式）](#)」
 - ※ 必要書類を添付様式は[日本学生支援機構ホームページ](#)に掲載されています。

4. 提出書類と一緒に取得しておく書類（貸与奨学金の保証制度について）

- (1) 保証制度を機関保証とした場合
 - ：本人以外の連絡先の届出事項の記載があるメモ等
 - ⇒ 機関保証については貸与奨学金案内 P23～24 を参照
- (2) 保証制度を人的保証とした場合
 - ：市区町村で発行された連帯保証人の「印鑑登録証明書」
 - ：連帯保証人の「収入に関する証明書類」
 - ：市区町村で発行された保証人の「印鑑登録証明書」
 - ：例外に該当する人を選任した場合、その方の「資産に関する証明書類」
 - ⇒ 人的保証については貸与奨学金案内 P25～28 を参照

5. 提出期間 : **2026年4月1日（水）～ 4月21日（火）**

6. スカラネット入力期限 : **2026年4月28日（火） 24時 厳守**

※スカラネット（インターネット）による入力および入力上の注意

対応エリアの支援室に上記の書類を提出して、スカラネットのアドレス、ユーザID、パスワード(識別番号)を受領し、あらかじめ入力用紙に記入した内容を確認し入力してください。

スカラネットは、8：00～25：00まで利用可能となっています。ただし、入力期限最終日においては、24時までには必ず入力を行ってください。

申込入力中に一つの画面で30分を過ぎると自動的にタイムアウトします。最初からやり直しとなりますので注意してください。

名前・住所等の漢字の変換間違いに注意してください。旧字体は変換できない場合があります。その際は新字体で入力してください。

必ず「チェック票」の内容を確認し、スカラネットの入力をしてください。

7. マイナンバーの提出

スカラネットによる申込完了後に入れるようになるマイナンバー提出用のサイトからマイナンバーを提出してください。（貸与奨学金案内 P42）

8. 奨学金確認書兼地方税同意書を日本学生支援機構へ郵送[簡易書留]

マイナンバー提出等の手続き完了後、奨学金確認書兼地方税同意書及び身元確認書類を専用の提出用封筒（黄緑色）に封入して、奨学金申込者が郵便局の窓口から簡易書留で直接、日本学生支援機構へ郵送してください。

奨学金確認書兼地方税同意書の提出は手続き完了後一週間以内となっていますが、**2026年4月30日（木）**までには必ず提出してください。

9. その他

提出された書類は返却しません。また、不採用者の提出書類は大学において処分します。

《注意》 提出書類及びスカラネット入力事項に不備があった場合、または、入力期限後に入力した場合は、出願の受理及び推薦はいたしません。

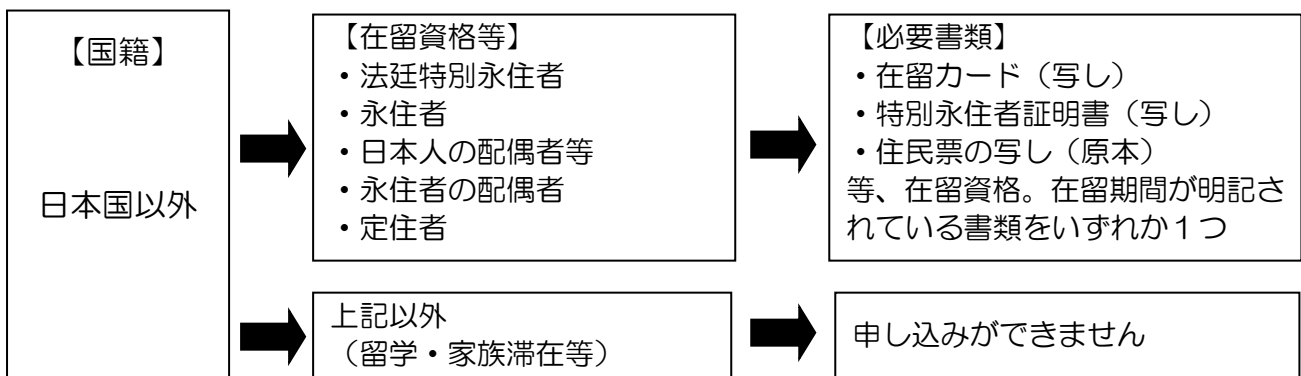
※参考

貸与奨学金：大学での申込資格・申込基準（貸与奨学金案内：P9）

（1）申込資格

- ・ 正規課程の学生であること（研究生、聴講生、科目等履修生は対象外）
- ・ 留年中の学生
- ・ 債務整理中の学生
- ・ 外国籍の学生（在留資格による）

※在留資格について



(2) 学力基準 (貸与奨学金案内 P11)

- ・「第一種奨学金のみ」または「併用貸与」

<2026 年度入学者>

次の①または②のいずれかひとつに該当すること。

- ① 高等学校または専修学校高等課程最終 2 か年の成績の平均が 3.5 以上であること。
- ② 高等学校卒業程度認定試験合格者であること。

<2025 年度以前の入学者>

本人の属する学部(科)の上位 3 分の 1 以内であること。

- ・「第二種奨学金」

①~④のいずれかに該当すること。

- ① 出身学校または在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること。
- ② 特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められること。
- ③ 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
- ④ 高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記のいずれかに準ずると認められること。

(3) 家計基準 (貸与奨学金案内 P12)

【収入・所得の基準年・目安】

収入情報はマイナンバーより日本学生支援機構が取得し審査します。

春の在学採用は 2024 年分(2024 年 1 月~12 月分)、

秋の在学採用は 2025 年分(2025 年 1 月~12 月分)の収入情報により判定します。

なお、生計維持者が 2024 年 1 月 2 日(秋申請の場合は 2025 年 1 月 2 日)以降に生計維持者が転職等によって収入が減少し、かつマイナンバーから取得される税情報に基づいた家計基準での選考により不採用となった場合は、転職後の収入に基づいた再審査を行うことができます。(貸与奨学金案内 P35)

- ・給与所得者(年間の世帯収入金額、金額はあくまで目安です)

世帯人数	第一種	第二種	併用貸与
2人	777 万円	1,180 万円	722 万円
3人	732 万円	1,127 万円	677 万円
4人	880 万円	1,309 万円	826 万円
5人	972 万円	1,387 万円	911 万円

・給与所得者以外（年間の世帯収入金額金額はあくまで目安です）

世帯人数	第一種	第二種	併用貸与
2人	559 万円	905 万円	513 万円
3人	550 万円	891 万円	503 万円
4人	613 万円	937 万円	566 万円
5人	678 万円	1,003 万円	646 万円